高山市歴史的風致維持向上計画 (概要版)



平成20年11月 策定

平成24年 3月 軽微な変更

平成25年 3月 変更

平成26年 3月 変更

高山市

歴史と町並みを活かしたまちづくり

高山市基盤整備部・高山市教育委員会

はじめに

高山市では、城下町や周辺の農山村集落の歴史的景観を保存し、将来に向けての活用を計画してきました。全国的にこのような景観保存思考が強まる中で、平成20年5月「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が国土交通省、文部科学省、農林水産省の三省共同管理の法律として成立しました。高山市の景観対策は、この法律の目的とするところに一致する点が多く、また国土交通省が計画している諸事業のメニューにも合致する事業が多くあります。そこで、この法律の定めである「各自治体における計画策定」の制度を活用し高山市における歴史的風致の維持向上を推進するため「高山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成21年1月19日に国の認定を受けました。

歴史的風致とは

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」 第1条より

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境。



三町伝統的建造物群保存地区

序章 高山市における歴史的風致の維持及び向上の意義

1 計画策定の目的と役割

(1)目的

高山市は、平成17年2月に近隣9町村と合併し、森林面積が92.5%を占める日本一広い市域となった。合併後の高山市においては、広大な市域全体の一体感の醸成とともに、新たな地域資源、歴史遺産の活用による地域活性化が課題となっている。

そこで、「地域における歴史的風致の維持 及び向上に関する法律」に定める「歴史的 風致(良好な市街地環境)の維持及び向上」 を進める本計画を策定し、地域活性化を推 進することを目的とする。



(2) 役割

高山市における歴史的風致とは、次の2つの要素が一体となっている、その区域の環境のことをいう。

- ① 飛騨の長い歴史と伝統によって構築された歴史的建造物とその周辺市街地。例えば日 下部家、吉島家、東山寺院群などと、城下町高山全体。
- ② ①で定義した場所における、歴史、伝統を反映した人々の活動。例えば、城下町区域で行われる祭礼行事、寺社関係年中行事、七夕、正月行事など民間信仰関係の年中行事、伝統高山消防出初式、二十四日市などの活動。

高山市では、上記①と②が一体となって歴史的な環境が維持されてきたが、本計画の役割は、今後もそれを維持、さらに向上させることにある。

合併後の高山市域は広く、多種多様に わたる地区の歴史、文化性を持ち合わせ ているため、市域全体を江戸時代の構成 要素である「城下町高山」、「城下町から のびる5つの街道」、「街道沿いの農山村 集落」といった大きな地域の構成要素 (図1)としてとらえた計画とする。ま たその構成要素の中をさらに多種多様 な歴史や伝統で類型化して群に集約す る。

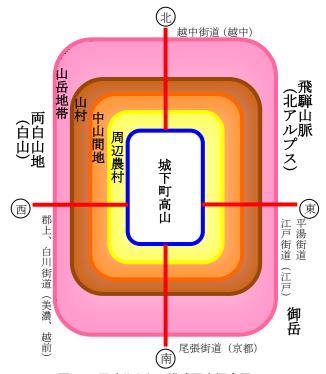


図1 江戸時代からの構成要素概念図

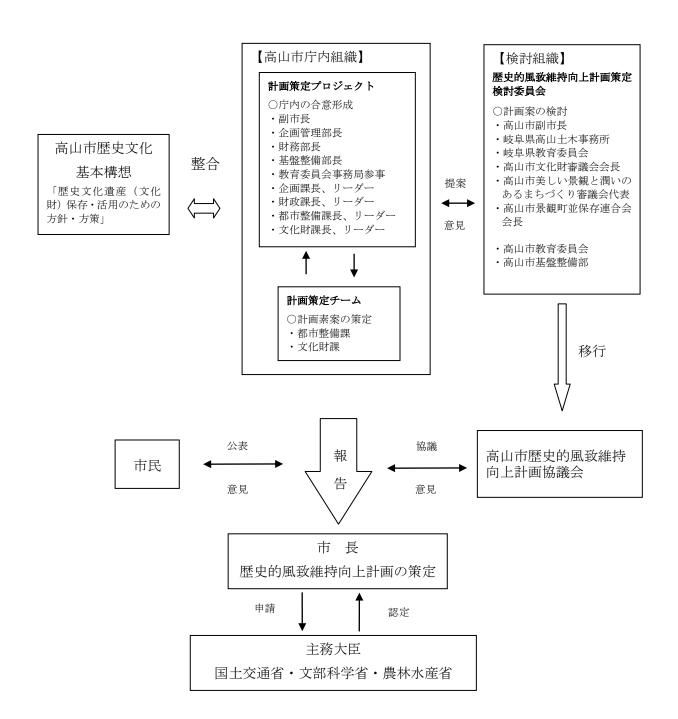
2 計画期間

平成20年度~平成29年度

3 計画策定の方法

(1) 計画策定の流れ

計画策定の体制及び流れは以下のとおりである。



第1章 高山市における歴史的風致の維持及び向上の方針

1 高山の歴史

- (1) 高山市街地の歴史
- ①金森氏の入国

越前大野(福井県大野市)城主であった金森長近は、天正13年(1585)秀吉の命を受けて飛騨の三木氏を攻略し、飛騨を平定した。翌年8月7日、長近は飛騨国3万8千石の国主として入府している。飛騨へ入国した長近は、当初、高山盆地東南方向の郊外にある漆垣内町鍋山城に城下を構えたが、土地条件が整わず「天神山古城」に高山城を築くことにした。

②城下町の形成

高山城の建築は天正 16 年 (1588) から始め、慶長 5 年 (1600) までの 13 年間で本丸、 二之丸を完成させ、以後 3 年かけて三之丸が築かれている。

また、城と同時に城下町の工事も行なった。 高山の町は、金森氏により商業経済を重視し た城下町として形成されたところに特徴が ある。城を取り囲んで高台を武家屋敷、一段 低いところを町人の町とし、この町人町の一 部が現在の重要伝統的建造物群保存地区で ある。重要伝統的建造物群保存地区は「高山 市三町」「高山市下二之町大新町」の2地区 11ha が選定されている。



城下町絵図

城下町は、武家地、町人地、寺院群に区分

される。武家地は城郭下方の江名子川左岸に広がる空町と呼ばれる高台一帯、江名子川北岸に及ぶあたりまで、東西約500m、南北約600mの範囲に配した。

町人地はその高台の下に配置され、城に近い方から一番町、二番町、三番町が宮川右岸に南北方向に長くつくられた。それを東西に横切る安川横丁、肴横丁がつくられ、梯子状の条筋で区画された町並みであった。城下町によく見られる、見通すことが出来ない道筋は、町の南部と北部に設けられている。

城と相向かう東北の地には浄土真宗の寺院「照蓮寺」を建立し、その付近には寺内町が 発達した。また、東山一帯には寺院が集められ禅宗を中心とした寺院群が形成された。

町人町は武家地の1.2倍と広く、全国の城下町の平均が武家地7割、町人地3割であることから考えても町人地の広さに特色がある。商人の経済力を重視した金森長近の姿勢が現れている。城下町の中へは東西南北の街道が引き込まれ、飛騨における政治、経済の中心としての機能を持たせていた。金森氏が出羽上山(山形県上山市)に移封されるまでの6代107年間は、上方文化、後には江戸文化との交流が図られ、今日の高山の文化の基礎がつくられたのである。

③幕府直轄地時代

金森氏が出羽国に転封された元禄 5年(1692)以降、飛騨は幕府直轄地となり、武家屋

敷と城郭は石垣に至るまで破却されたが、東山寺 院群、商人町、街道は温存された。高山の町は旦 那衆と呼ばれる魚卸や木材商人を中心に発展し、 町域も人口の増加を背景に拡大した。

代官所は金森氏の向屋敷に設置し、徳川幕府直轄の御領として高山陣屋に於いて代官郡代25代177年にわたり幕政が行なわれた。この時代から宮川以東の旧城下町全域が町人町となり、江戸文化の影響を強く受け社会的、文化的基盤が確立し、飛騨経済の中心地として発達してきた。



高山陣屋

④明治以降

明治初期の高山は、周辺の村々の貧困にもかかわらず豪商を中心に栄え、人口1万4千人、岐阜県下一番の都市であった。しかし、近代化は他の地域より大幅に遅れ、昭和9年の高山線開通を機にようやく高山の近代化が始まった。

そのため、城下町の道路は一部を除いて温存され、伝統的様式の町家や祭礼行事は残り続けて来た。



高山市街地(明治時代)

(2)農村・山村集落

①良好な景観を持つ農山村集落

近世における飛騨の村は 3 郡 414 カ村あり、 水田、養蚕を主として山村特有の特産等を生業 として発達をしてきた。近代化により集落の景 観が変容する中で、その地区特有の伝統的な建 物を温存してきた集落もある。それらは飛騨で は数少ない南向きの集落であり、暮らしに環境 が良く、生業も盛んで現在も安定した集落であ る。



長倉集落

2 市全体の文化財の状況

(1) 高山市の文化財の分布

高山市には国・県・市合わせて 954 件にも及ぶ多数の指定・選定・登録文化財がある。 うち重要文化財(建造物)は14件が指定されており、重要伝統的建造物群保存地区も2地 区が選定されている。

重要文化財(建造物)「日下部家住宅」「吉島家住宅」「松本家住宅」など町家建築、史跡「高山陣屋」は、重要伝統的建造物群保存地区内またはその周辺に存在する。また、その一帯は、重要無形民俗文化財である「高山祭の屋台行事」、重要有形民俗文化財「高山祭屋台」区域とも重なり、歴史的な建造物、重要伝統的建造物群保存地区、有形、無形の民俗文化財が重層的に重なっている。

3 高山市における歴史的風致の現状

(1) 屋台祭礼の場所の歴史的風致

城下町高山の商人町区域は、春・秋祭りの祭礼氏子の範囲である。金森氏が入国してから始まった高山祭と、約300年前から曳かれるようになった高山祭屋台が生み出すこの「祭礼の場」は、伝統を反映した高山に住む人々の上品上質の活動場所である。その区域内に「屋台組」という組織があり、各組毎に屋台がある(現存23台)。屋台組は江戸時代における「自治会」組織の範囲で、屋台組区域の住民を「組内(くみうち)」といい、強い団結の絆集団になっている。組内の中での



秋の高山祭

町並み保存、助け合い、共同作業、交流活動などは人々の生活の中に大きな比重を占める。

町並み、屋台は全国屈指の有形民俗文化財、美術工芸品であり、その背景には飛騨匠の 伝統がある。優れた伝統技術により作られた絢爛豪華な屋台を強く誇りに思って保有する 屋台組と、屋台が曳かれる「祭礼の場」は、年に一度の晴れやかな空間を構成し、この空 間に浸っている「組内」の人は屋台文化という歴史的風致の中に暮らす人々である。



町並みと屋台

屋台は屋台組というコミュニティが持つ大きな文化遺産であり、その動く空間、場所は非常に大きな文化的空間となっている。「祭礼の場」と、屋台を曳行して祭礼を担う人々の活動とは深く一体となっていて、その歴史的風致は高山市民の誇りであり、その誇りとする心は町並み保存運動につながっている。これが「屋台祭礼の場所の歴史的風致」である。それを今後も継承し、維持するためには、屋台の保存と維持する担い手育成に力を入れる必要がある。

(2) 城下町高山の歴史的風致

近世に形成された城下町高山には、商家群や東山 寺院群区域などに歴史的建造物が多く残る。またそれらの建造物の周辺も景観保存区域に指定されるな ど、城下町高山全体が城下町の歴史と伝統を反映し た人々の活動の場となっている。

人々の活動は、江戸時代においては、上方と江戸 文化が藩主の金森氏や、江戸より来た郡代などから もたらされ、上品上質の有形、無形の文化が発達し て現在に伝承された。その伝統は現在に受け継がれ、



町並保存会の活動 七夕飾り

飾り物、年中行事、民俗行事、秋葉様信仰、七夕行事、句会などさまざまな文化活動が城下町高山の町並み、東山寺院群、周辺市街地で行われている。このことが「城下町高山の歴史的風致」である。

(3) 寺院群の歴史的風致

東山寺院群は、400年前に形成された城下町の中において東方の低い山の裾に武家の菩提寺を設けた関係で、領主であった金森氏に関わる歴史や伝統文化と深く関わる区域である。そのため国主を尊する法要が毎年行われる。また各寺院の開山法要も毎年行われ、各寺院の檀家が相互交流し、一般の人も参加して江戸時代以来の伝統行事を継続している。これらの活動は東山寺院群の中の寺院建造物及びその周辺で行われる。また神社では5月に祭礼が行われ、地区住民の歴史・伝統の活動がある。これが東山寺院群の歴史的風致である。

(4) 飛騨匠の建築技術が息づく歴史的風致

高山市は5世紀から飛騨匠の建築技術者を都に輩出し、その後、近世には上方、江戸などの都市で活躍し、良材を駆使した確かな大工職人技術により建築文化を熟成してきた。「飛騨匠」という言葉は、モノづくりの原点をイメージさせ、「飛騨匠」の伝統は、今も高山市域全域に建築文化として根強く残り、100年、200年持つ建物を建てようという、市民層への伝統文化反映につながっている。また、高山祭の屋台や飛騨春慶、一位一刀彫などの伝統工芸品にも飛騨匠の伝統が生かされて発達をしてきた。この技術、意匠の発達はそれらを使い、守り続ける人々によって今も息づいている。これが「飛騨匠の技術が息づく歴史的風致」である。

(5) 街道の歴史的風致

城下町高山は近世において東西南北の街道が引き込まれ、城下町高山の動脈として機能した。街道は「城下町高山」、「街道沿いの農山村集落」をつなぎ、経済交流や人的交流、文化の伝播などにより歴史的な地域の動脈としての機能を果たしてきた。

飛騨国の歴史街道は、400年前に整備されたのだが、地形的に制限があるため、現在も、自ずと概ねその方向に国道が一部重なりながら布設されている。歴史・文化・ロマンを語ることが



江戸街道 山開き

できる道として旧街道・現在の国道双方ともに歴史的な活用、さらには地元住民、利用者が愛着を持てるように取り組みがあり、歴史街道の基礎調査、保存組織の立ち上げが図られている。

歴史街道は、高山市全域の伝統文化を継承し発展させる構成要素である。「線状の核」「骨格」として、歴史景観と、付属する歴史遺産を多く持ち、人々は街道本体及び街道に付属する歴史遺産の場所で歴史と伝統を反映した活動を行なっている。これが「街道の歴史的風致」であり、街道によって街道沿いの農山村集落が歴史的・文化的に繋がっており、地域間の一体感を醸成し続けてきた。

4 高山市における歴史的風致を取り巻く課題

高山市では、人々の活動や思いを行政が支援する形で行政と市民が協力しあい、歴史的 風致が維持されてきた。しかし、全国的な少子高齢化の傾向の中で、高山市の高齢化率は 25.4%(平成20年4月現在)と全国平均の21.9%を大きく上回っており、高齢化が進んでい る。また、重要伝統的建造物群保存地区など伝統的な建造物の残る地域や農山村地域は、 現代の生活形態の中では居住環境が良好とは言いがたく、居住者減少の傾向が見られる。

- ○歴史的な建造物の積極的な保存と活用の必要性
- ○居住者の減少による歴史的建造物などの維持への影響
- ○居住者の減少による伝統行事の維持や後継者育成への影響

5 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

(1) 基本方針

- ○地域住民だけでは維持の困難になってきた「歴史的風致を形成する伝統的建造物群」 に代表される歴史的な町並みや、多様な歴史的建造物、農山村景観を積極的に保存活 用し、その周辺環境との調和を図る。
- ○市総合計画や、景観計画、都市計画等の「まちづくり計画」と連携して、良好な環境 の整備を図り、継続的に地域に住み続けられる環境を創出する。
- ○居住者の減少などによる人材の不足等に起因する、歴史的風致に息づく伝統行事、伝 統文化及び伝統工芸技術の継承の課題に対して、後継者育成等の支援を図る。

(2) 実現のための方策

①既存制度の継続と拡充

現在の条例等による取り組みを今後も継続的に実施し、必要に応じて制度の拡充を 行い、歴史的建造物や歴史的町並みの保全を図る。具体的には町並み保存地区の拡大、 保存会の育成、文化財指定の推進、屋外広告物の規制等に取り組む。

<現行条例>

- ・高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例(高山市景観計画)
- · 高山市伝統的建造物群保存地区保存条例
- · 高山市文化財保護条例 · 高山市市街地景観保存条例
- ・高山市屋外広告物条例・高山市ポイ捨て等及び路上喫煙禁止条例
- ②歴史的風致を活用したまちづくりの推進
- ・歴史的風致を形成する建造物等の整備
- ・歴史的建造物、歴史的風致維持向上のための拠点施設等の整備
- それぞれの建造物や整備施設を繋ぐ歩道等の整備
- 伝統文化、伝統工芸技術の継承、育成
- ③継続的に地域に住み続けられる環境の創出
- ・町家修理基準や町並保存マニュアルの作成に関する調査・研究を行う
- ・重要伝統的建造物群保存地区における、建築基準法による建築制限の緩和条例に関す る調査・研究を行う

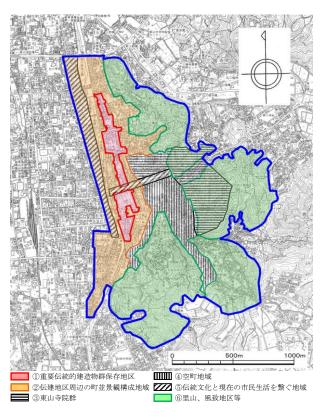
第2章 重点区域の設定

1 重点区域、規模等

(1) 重点区域設定の考え方

城下町高山は、城下町が形成された金森領国時代から、現在に至るまで、飛騨地域の政治・経済・文化の中心として発展してきた。城下町高山を中心に発展した文化は、越前、越中、江戸、尾張など各方面にのびる街道を通じ、周辺の農山村地域の建造物の意匠や食文化等にもその影響を与えた。このことから、飛騨地域の一部に含まれる高山市においては、市域の歴史や伝統の基礎を城下町高山に置くことができる。

また、高山市における文化財としての建 造物、有形・無形の民俗文化財の分布を見 ても、その多くが城下町高山区域に分布し、 重要伝統的建造物群保存地区 2 地区をはじ め、国指定等文化財が多く、県・市文化財 の件数も多い。さらに、区域内においては 高山祭や祭屋台が作り出す「祭礼の場」と しての伝統が息づき、飛騨の山々がもたら す良材を飛騨の匠の伝統を引き継ぐ大工技 術、これらを活かした建造物が人々の活動 の基となっている。風致地区については、 城下町高山の中で、神社、寺の後背地であ り、人々が歴史と伝統を反映した活動をし ている環境に含まれている。この区域はこ れら歴史的建造物や伝統的な人々の活動が 保たれていることからも、現在、飛騨地域 における文化財や伝統的な人々の営みを色 濃く保存している地域であると言える。



この 2 点から、高山市域を包括する飛騨地域の歴史的風致を維持及び向上させるため、 地域における文化財や伝統的な人々の営みの基であり、またそれを保存している、「城下町 高山」を重点区域に設定し、その歴史的風致の維持及び向上に取り組む。

(2) 位置及び区域

名称 城下町高山 面積 約238ha

重点区域 城下町高山



第5章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する視点

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理については、以下の4つの視点で実施する。

(1) 拠点施設の整備及び管理

重要伝統的建造物群保存地区と他の文化 財施設(東山寺院群等)を繋ぐ周遊ルートの 間に、核となる拠点施設を整備し、歴史的風 致の維持及び向上に資するよう適正な管理 を行う。

(2) 周遊ルートの整備

重要伝統的建造物群保存地区と他の指定 文化財等(東山寺院群、川原町地内等)を繋 いで徒歩等で文化財を巡る周遊ルートを整 備し、地域住民と一体となって歴史的風致の 維持及び向上に資するよう適正な管理を行 う。

(3) 指定文化財の周辺整備等

周遊ルート沿い等にある指定文化財の公 有化、公開のための整備等を実施し、歴史的 風致の維持及び向上に資するよう適正な管 理を行う。

(4) 歴史的風致の向上

景観阻害建物、構築物等の修景、除去などにより、良質な歴史的景観を形成する。

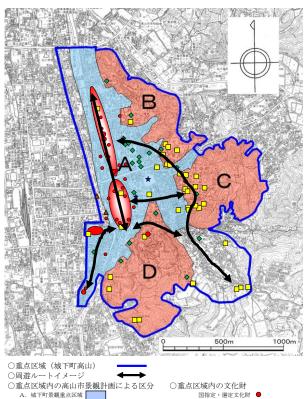
2 拠点施設の整備

(1) 旧矢嶋邸等整備事業

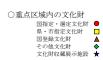
旧矢嶋邸部分の用地等の取得、景観阻害建造物除去、詳細 設計、施設等整備(土蔵の修理及び展示施設への改修、展示 施設整備、庭園等復原整備、塀等工作物の整備、高山市郷土 館との連携設備の整備等)

(2) 旧森邸等整備事業

かつては豪商森家の邸宅があった地である旧図書館敷地に おいて、不用な建造物の除去を行い、防災機能を有した避難場 所を含む屋内外交流スペースとして整備するとともに、現存す る旧森邸の土蔵を修復し連続した町並み景観の形成を図る。ま た、同じく旧森邸の敷地であった土地に建築され、現在は空家 となっている民家及びその用地を取得し、伝統芸能の鑑賞、伝 統行事や伝統工芸品の紹介、伝統文化の体験等を行う施設とし て改修する。









旧矢嶋邸(左)および高山市郷土館



旧図書館(中央)及び飛騨高山まちの 博物館(左上)

3 重要伝統的建造物群保存地区と他の文化財施設を繋ぐ整備

- (1) 周遊ルート整備事業
 - ○河川沿いの道路、伝統的な生活感の残る横丁や寺院群をめぐる遊歩道を有機的に繋ぎ、歴史的な資源を活かした周遊ルートを整備する。

(2) スポット整備事業

○市民や観光客が散策する 文化財周遊ルートにまち かどスポット等を整備し、 ふれあいの場を提供する。





完成後

高山市内スポット整備の具体例

(3)「城山」城郭整備事業

○多くの市民や観光客が訪れる城山城郭(城山公園)で、現存する石垣保護のための適切な間伐や遊歩道の再整備を行う。

(4) 案内施設等整備事業

○市民や観光客が文化財等を周遊するための道しるべとなる案内施設の整備を行う。また、外国語表記や、観光情報にアクセスできるQRコードを表示するなど、より的確な情報発信や、ユニバーサルデザインに配慮する。



城山遊歩道

(5) 町並み・景観保全事業

○高山市の景観にふさわしい看板や生垣の設置に協力していただける民間(個人)に補助をする。



横丁案内板



通りに面した生垣

4 指定文化財の周辺整備等

- (1) 吉島家整備事業、松本家整備事業
 - ○文化財と一体となって歴史的風致を形成している建造物等の保存活用を図り公開を促進するため、買取りを行う。

(2) 無電柱化事業

○重要伝統的建造物群保存地区等において、電線等の地中化により電柱を撤去するとと もに、側溝に石を使用し伝統的な町並みに合った道路修景事業を電力事業者等と協力 して実施する。

(3) 宗猷寺庭園整備事業

○宗猷寺庭園(市指定名勝)を修理する事業に対し、公開することに関する協定を市と 結ぶことを条件に修理事業費の一部を助成する。

(4) 景観重要建造物等修景事業

○景観重要建造物や市街地景観保存区域内の建造物の所有者に対し、建造物の外観を維持するために必要な修理や修景に要する経費の一部を助成する。

第6章 伝統行事等の資質の向上

1 歴史的風致を維持するために重要な伝統行事の資質向上

(1) 祭礼復興事業

- ○高山祭を伝統的な様式に復元するため、関係機関と連携を図りながら、重点区域の文化性の根幹である高山祭の屋台行列の祭礼次第の整理、記録等を行ない、また祭礼衣装等については計画的に整備を行う。
- (2) 屋台保存事業、伝承芸能保存事業
 - ○屋台を保存する団体や伝承芸能活動に対する補助。



高山祭衣装